

ありませんか。

〔まだある、ある〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れの方は速やかに願います。——投票漏れはありませんか。

〔ある、ある〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 速やかに願います。——投票漏れはありませんか。

〔ある、ある〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 速やかに投票を願います。——投票漏れはありませんか。

〔まだある〕と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 静粛に。——投票漏れの方は、速やかに投票を願います。——どしどし投票をしなければ、棄権と認めなければなりません。迅速に願います。——故意に遅らすことなく、努めて迅速に願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。——努めて速やかに投票を願います。——投票漏れはありませんか。

〔まだ〕と「きまつていることをうるさく言うな」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) まだ投票なきらない方は、努めて速やかに願います。

〔昨年通りにしろ〕と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 急速に投票を願います。——次の方の準備を願います。——速やかに投票願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。——投票漏れはありませんか。

〔ある、ある〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 速やかに願います。——投票漏れはありませんか。

〔あります〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 本日は時間の関係上、これ以上議事を進めることは、とうてい不可能であります。投票は未だ終了ませんが、明日定刻より本会議を開くこととし、これにて散会いたします。

午後十一時五十三分散会

〔第五十六号参照〕

地方鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、昭和二年通信省令第三十六号索道事業規則が昭和二十二年法律第七十二号の規定によつて、本年十二月三十一日を以て失効するので、地方鉄道法の一部を改正して索道に関する規定を命令を以て定めることとし、これに法的根拠を與えんとするものであり、併せて新憲法施行に伴つて、当然効力を失つた地方鉄道の軍供用義務に関する規定を削除せんとするものである。

二、議案可決の理由

索道事業の公共性に鑑み、公共の福祉の確保、危険防止の観点から、地方鉄道法の全面的改正に至るまでの暫定措置として、必要且つ止むを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十二年十一月六日
運輸及び交
通委員長 正木 清

衆議院議長松岡駒吉殿